

令和5年度諫早市移住支援金交付要領

1 趣旨

市は、長崎県まち・ひと・しごと創生総合戦略及び諫早市まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づき、市内への移住・定住の促進及び中小企業等における人手不足の解消に資するため、東京圏（埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県をいう。以下同じ。）から市に移住した者に対し、予算の範囲内において諫早市移住支援金（以下「移住支援金」という。）を交付するものとし、その交付については、移住支援事業、マッチング支援事業及び創業支援事業実施要領（平成31年4月26日付け31地づ第59号。以下「県実施要領」という。）及び諫早市補助金等交付規則（平成17年規則第53号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

2 交付金額

移住支援金の金額は、2人以上の世帯での移住の場合にあっては100万円、単身での移住の場合にあっては60万円とする。この場合において、18歳未満の世帯員を帯同して移住する場合は、令和4年4月1日から令和5年3月31日までに転入した者にあつては18歳未満の者1人につき30万円を加算し、令和5年4月1日以降に転入した者にあつては18歳未満の者1人につき100万円を加算する。

3 対象者要件

移住支援金の対象となる者は、次の(1)に定める要件を満たす者のうち、(2)、(3)、(4)又は(5)の要件に該当し、かつ、世帯向けの金額を申請する場合にあっては(6)の要件を満たすものとする。ただし、過去に移住支援金の交付を受けた者の属する世帯を除く。

(1) 移住等に関する要件

次に掲げるア、イ及びウに該当すること。

ア 移住元に関する要件

次の(ア)及び(イ)を満たしていること。ただし、東京圏に居住しつつ、東京23区内の大学等へ通学し、東京23区内の企業等へ通勤をしていた者については、通学期間も本事業の移住元としての対象期間とすることができる。

(ア) 住民票を移す直前の10年間のうち、通算5年以上、東京23区内に在住又は東京圏のうちの条件不利地域（過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）、山村振興法（昭和40年法律第64号）、離島振興法（昭和28年法律第72号）、半島振興法（昭和60年法律第63号）又は小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）の指定区域を含む市町（政令指定都市を除く。）をいう。以下同じ。）以外の地域に在住し、東京23区内への通勤（雇用者としての通勤の場合にあっては、雇用保険の被保険者としての通勤に限る。（イ）において同じ。）をしていたこと。

(イ) 住民票を移す直前に、連続して1年以上、東京23区内に在住又は東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住し、東京23区内への通勤をしていたこと。ただし、東京23区内への通勤の期間については、住民票を移す3か月前までを当該1年の起算点とすることができる。

イ 移住先に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

(ア) 移住支援金の申請時において、転入後3か月以上1年以内であること。

(イ) 移住支援金の申請日から5年以上、本市に継続して居住する意思を有していること。

ウ その他の要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

(ア) 諫早市暴力団排除条例（平成24年条例第20号）第2条に規定する暴力団員及び暴力団関係者に該当する者でな

いこと。

- (イ) 日本人である、又は外国人であつて、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者、若しくは特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。
- (ロ) 本市における市税の滞納がないこと。
- (ハ) その他長崎県又は市が移住支援金の対象として不相当と認めた者でないこと。

(2) 就業に関する要件

ア 一般の場合

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- (ア) 勤務地が長崎県内に所在すること。
- (イ) 就業先が、長崎県が移住支援金の対象としてマッチングサイトに掲載している求人であること。
- (ロ) 就業者にとって3親等以内の親族が代表者、取締役等の経営を担う職務を務めている法人への就業でないこと。
- (ハ) 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業し、申請時において連続して3か月以上在職していること。
- (ニ) 上記(イ)の求人への応募日が、マッチングサイトに同求人が移住支援金の対象として掲載された日以降であること。
- (ホ) 就業先に、移住支援金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。
- (ヘ) 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

イ 専門人材の場合

プロフェッショナル人材事業又は先導的人材マッチング事業を利用して就業した者は、次に掲げる事項の全てに該当すること。

- (ア) 勤務地が長崎県内に所在すること。
- (イ) 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業し、申請時において連続して3か月以上在職していること。

(ウ) 就業先に、移住支援金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。

(エ) 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

(オ) 目的達成後の解散を前提とした個別プロジェクトへの参加等、離職をすることが前提でないこと。

(3) テレワークに関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

ア 所属先企業等からの命令ではなく、自己の意思により移住した場合であって、本市を生活の拠点とし、移住元での業務を引き続き行うこと。

イ 地方創生テレワーク交付金を活用した取組の中で、所属先企業等から移住者に資金提供されていないこと。

(4) 関係人口に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

ア 申請者が就業していること。

イ 申請者又は申請者の同居家族が、次に掲げる事項のいずれかに該当すること。

(ア) 本市の出身であること又は本市に過去に在住していたことがあること。

(イ) 2親等以内の親族が本市に在住していること。

(ウ) 本市に所在する事業所に勤務していたことがあること。

(エ) 本市に所在する学校に在学していたことがあること。

(オ) 地域と大学の連携により、大学在学時に地域の課題解決の一環で本市を訪問したことがあること。

(カ) 申請日から過去5年以内に次の事業等により、本市を訪問したことがあること。

a 移住支援策

キャンピングカーによるラクラク移住先探し又はながさき移住倶楽部への1年以上の登録

b スポーツ合宿

c ボランティア活動

(キ) 申請日から過去5年以内に本市にふるさと納税をしたことがあること。

(ク) 申請日から過去5年以内に本市の企業又は団体にクラウドファンディング等の寄付行為を行ったことがあること。

(ケ) 本市内の学校、NPO法人等と協働して事業等を実施したことがあること。

(コ) 本市内のNPO法人の正会員又は賛助会員になっていること。

(カ) 申請日から過去5年以内に観光で本市を3回以上訪問し、かつ、いずれの訪問時も本市内の宿泊施設に宿泊をしたこと。

(シ) 2親等以内の親族が本市の郷土会（東京諫早会等をいう。）に加入していること。

(5) 創業に関する要件

1年以内に長崎県が県実施要領に従い実施する創業支援事業に係る創業支援金の交付決定を受けていること。

(6) 世帯に関する要件（世帯向けの金額を申請する場合）

次に掲げる事項の全てに該当すること。

ア 申請者を含む2人以上の世帯員が移住元において、同一世帯に属していたこと。

イ 申請者を含む2人以上の世帯員が申請時において、同一世帯に属していること。

ウ 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、支給申請時において転入後3か月以上1年以内であること。

エ 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、諫早市暴力団排除条例第2条に規定する暴力団員及び暴力団関係者に該当する者でないこと。

4 交付の申請

移住支援金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)
は、諫早市移住支援金交付申請書(様式第1号)に、次に掲げる
書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 世帯向けの金額を申請する場合

ア 申請者の写真付き身分証明書その他の提示により本人が確
認できる書類の写し

イ 申請者を含む世帯全員分の住民票の写し

ウ 申請者を含む世帯全員分の移住元の住民票の除票又は戸籍
の附票の写し

エ 本市における市税の滞納がないことを証明する書類

オ 申請者が日本国籍を有しない場合においては、在留カード
の写し又は特別永住者証明書の写し

カ 別表の左欄に掲げる者の区分に応じ、同表の右欄に定める
書類

(2) 単身での申請をする場合

ア 写真付き身分証明書その他の提示により本人が確認できる
書類の写し

イ 住民票の写し

ウ 移住元の住民票の除票又は戸籍の附票の写し

エ 本市における市税の滞納がないことを証明する書類

オ 申請者が日本国籍を有しない場合においては、在留カード
の写し又は特別永住者証明書の写し

カ 別表の左欄に掲げる者の区分に応じ、同表の右欄に定める
書類

5 交付の決定

市長は、4の規定による申請があった場合は、その内容を審査
し、移住支援金を交付することが適当と認めるときは、速やかに
諫早市移住支援金交付決定通知書(様式第5号)により、申請者
に通知するものとし、移住支援金を交付することが適当でない
と認めるとき又は予算上の理由等により当該年度における移住支援

金の交付ができない場合も同様に、その旨を申請者に通知するものとする。

6 請求の手続

5の規定により交付の決定を受けた申請者(以下「交付決定者」という。)は、諫早市移住支援金交付請求書(様式第6号)を市長に提出しなければならない。

7 移住支援金の交付

市長は、交付決定者に対し、申請から3か月以内に移住支援金の交付を行うものとする。

8 交付決定通知書の再交付

交付決定者は、紛失等の理由により交付決定通知書の再交付を必要とするときは、諫早市移住支援金交付決定通知書再交付申請書(様式第7号)(以下「再交付申請書」という。)を市長に提出しなければならない。

9 再交付決定及び通知

市長は8の規定により再交付申請書を受理した場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、速やかに諫早市移住支援金交付決定通知書(再交付)(様式第8号)により、交付するものとする。

10 手続の省略

規則第22条の規定により、規則第14条の規定による実績報告書の提出及び規則第15条の規定による補助金等の額の確定通知は、省略するものとする。

1.1 報告及び立入調査

市は、移住支援事業が適切に実施されたかどうか等を確認するため、必要があると認めるときは、移住支援事業に関する報告及び立入調査を求めることができるものとする。

1.2 返還請求

市長は、移住支援金の交付を受けた者が次の(1)から(5)までに掲げる要件に該当する場合には、当該(1)から(5)までに定める額の移

住支援金の返還を請求するものとする。ただし、雇用企業の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情があるものとして本市が認めた場合はこの限りでない。

(1) 虚偽の申請等をした場合 全額

(2) 移住支援金の申請日から3年未満に本市から転出した場合
全額

(3) 移住支援金の申請日から1年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合 全額

(4) 創業支援事業に係る創業支援金の交付決定を取り消された場合 全額

(5) 移住支援金の申請日から3年以上5年以内に本市から転出した場合 半額

1 3 債権の回収の特例

1 2 の(2)及び(5)の規定について、市から県内の他の移住支援事業実施市町へ転出した場合は、返還すべき額の4分の3について返還を求めないものとする。ただし、県内の移住支援事業を実施していない市町又は県外の市町に転出した場合は、全額又は半額の返還を請求することとする。

1 4 継続居住等の報告

移住支援金の交付を受けた者は、申請日から5年を経過する日までの間、申請日から1年ごとに、住所等について諫早市移住支援金に係る継続居住等報告書（様式第9号）を市長に提出しなければならない。

1 5 その他

この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

別表（４関係）

区分	書類
３の(1)のアのただし書に規定する要件を満たす者	大学等が発行する卒業証明書等在学期間及び卒業校の分かる書類
３の(2)に規定する要件を満たす者	就業証明書（様式第２号）
３の(3)に規定する要件を満たす者	就業証明書（様式第３号）
３の(4)に規定する要件を満たす者	<p>就業証明書（様式第４号）又はこれに準ずる書類及び次のいずれかの書類</p> <p>(1) ３の(4)のイの(ア)に該当する者 住民票の除票又は戸籍の附票</p> <p>(2) ３の(4)のイの(イ)に該当する者 戸籍謄本、除籍謄本等、２親等以内の親族関係が分かる書類</p> <p>(3) ３の(4)のイの(ウ)に該当する者 事業所の退職証明書又は雇用保険被保険者離職票の写し</p> <p>(4) ３の(4)のイの(エ)に該当する者 卒業証書の写し、在学証明書又は在学時の成績表</p> <p>(5) ３の(4)のイの(オ)に該当する者 地域と大学の連携により、課題解決の一環で本市を訪問したことが分かる書類</p> <p>(6) ３の(4)のイの(カ)に該当する者 次のいずれかの書類</p> <p>ア 移住支援策を利用して本市を訪問したことが分かる書類</p> <p>イ スポーツ合宿を行ったこと</p>

	<p>が分かる書類</p> <p>ウ ボランティア証明書の写し</p> <p>(7) 3の(4)のイの(キ)に該当する者 寄付金受領証明書の写し</p> <p>(8) 3の(4)のイの(ク)に該当する者 事業者が発行する領収書、証明書等寄付を行ったことが分かる書類</p> <p>(9) 3の(4)のイの(ケ)に該当する者 事業計画書、契約書等事業実施に関わっていたことが分かる書類</p> <p>(10) 3の(4)のイの(コ)に該当する者 会員証等加入を証明できるもの</p> <p>(11) 3の(4)のイの(サ)に該当する者 宿泊施設が発行する領収書等の写し</p> <p>(12) 3の(4)のイの(シ)に該当する者 次に掲げる書類</p> <p>ア 申請者と当該親族の関係が分かる書類</p> <p>イ 当該親族の会員証等加入を証明できるもの</p>
<p>3の(5)に規定する要件を満たす者</p>	<p>次に掲げる書類</p> <p>(1) 創業支援金の交付決定通知書の写し</p> <p>(2) 個人事業の開業届出書の写し又は法人設立届出書の写し</p>
<p>東京23区以外の東京圏から東京23区の企業等へ通勤していた雇用保険の被保険者</p>	<p>次に掲げる書類</p> <p>(1) 雇用保険被保険者離職票の写し又は雇用保険被保険者資格喪失確認通知書の写し</p>

	(2) 東京23区で通勤していた企業等が労働基準法（昭和22年法律第49号）第22条第1項の規定により交付した在勤地及び在勤期間が確認できる証明書
東京23区以外の東京圏から東京23区に通勤していた法人役員	登記簿謄本等、移住元での在勤地及び5年間の在勤期間が確認できる書類
東京23区以外の東京圏から東京23区に通勤していた個人事業主	確定申告書の写し等、移住元での在勤地及び5年間の在勤期間が確認できる書類